

-
- 法人名 : 中央大学
 - 部 署 : 商学部
 - 役 職 : 教授
 - 名 前 : 梅原秀継
-

- コメント:

ASBJ 公開草案第 6 号に関するコメント

FASB などの概念フレームワークや会計主体論における資本主説（所有主説）にもみられるように、従来の会計基準では、「純資産＝資本ないし株主持分（残余請求権）」という考え方が広く認められていた。一方、今回の公開草案第 6 号では「純資産≠株主資本」となっており、しかも純資産と株主資本の相違がなぜ生じるのかが明らかではない。

特に、純利益を構成しない「評価差額等」が株主資本（報告主体の所有者に帰属するもの）とはならない理由とは何か。その理由（公開草案第 6 号,par.29）となりうる「払込資本以外では純利益のみが株主資本を形成する」という命題は自明とはいえない。たとえば、「企業会計原則」が当期業績主義を採用していた時代では、純利益から外れた特別損益項目であってもそのまま資本の部（利益剰余金）の構成要素となっていた。また現行基準でも純利益を経由しない資本直入項目が認められている。こうした規定を排除するには、より上位の概念によって、「払込資本以外では純利益のみが株主資本を形成する」という命題が成り立つことを説明する必要がある。

仮に、2004 年にワーキンググループから公表された「財務会計の概念フレームワーク」における「リスクからの解放（純利益の構成要素）→株主資本の形成（株主に帰属）」という考え方に依拠しているのならば、その考え方と具体的規定との関連を明らかにしなければならない。本来、正規の手続を経ていない「概念フレームワーク」の考え方を基準設定の前提とすることはできないはずである。前提とせざるを得ないのであれば、少なくとも個別的な会計基準では、背景にある考え方とその有効性を明確に記述する必要がある。